

空き家活用 リフォーム助成制度



申請期間(令和5年度)

5/9(火)~12/22(金)

※申請件数によっては、早期に終了する場合があります。

川西市では、今後増加する空き家の有効活用を推進するため、リフォーム費用の一部を助成します！ 次の目的別に、3つのタイプを用意しています。

- ① 若年・子育て世帯の"移住・定住" (若年・子育て世帯居住型)
- ② 住宅以外の魅力を創設 (事業所型)
- ③ 地域交流拠点づくり (地域交流拠点型)

※要件は助成制度の種別により若干異なります。詳しくは市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

○助成対象者

- ・事業完了から10年以上空き家を活用すること
- ・改修工事の契約が未済であること
- ・市区町村民税を滞納していないこと
- ・条例に規定する暴力団員でないこと
- ・公式な広報媒体に、事例等を掲載することに同意すること



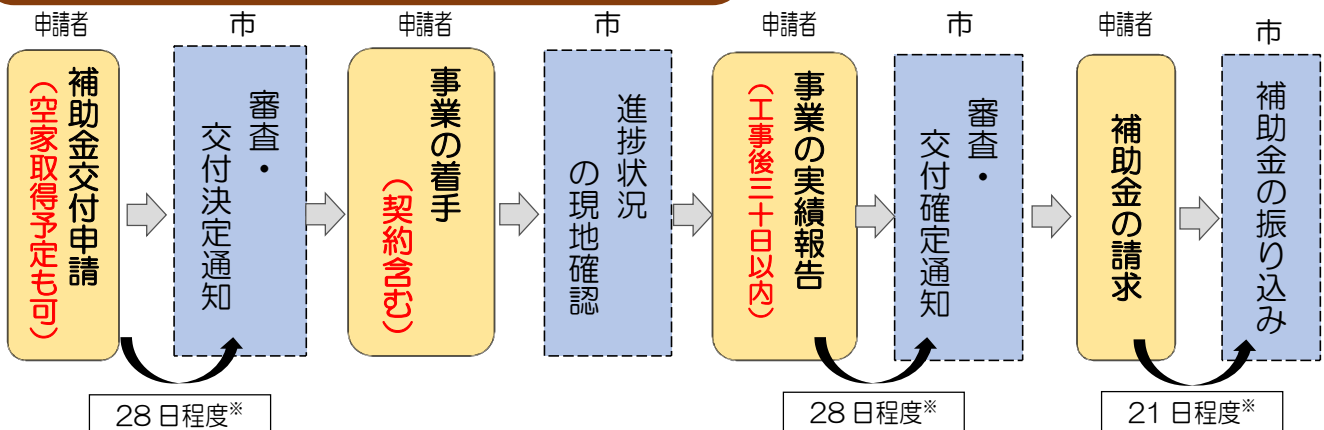
○助成対象となる空き家

- ・市街化区域に存する一戸建ての住宅・長屋住宅
- ・空き家の期間が6か月以上であること
- ・築20年以上(※1)経過した空き家であること
- ・台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されていないもの
- ・現行の耐震基準を満たしていること

※1 若年・子育て世帯居住型のみ10年以上



○補助金交付申請から受取までの流れ



※日数は目安であるため延びる場合もあります。事業完了後の実績報告で再び審査を行い、補助金の交付を確定します。

○お申し込み窓口・お問い合わせ先

川西市役所 5階3番 住宅政策課 TEL:(072)740-1205 (直通)



共通事項

●対象者の要件

- 事業完了後 10 年以上対象物件を活用すること
(事業完了の翌年と翌年度から3年ごとに活用状況を報告すること)
- 市区町村民税を滞納していないこと
- 条例に規定する暴力団員でないこと
- 事業完了後公式な広報媒体に、事例等を掲載することに同意すること

●対象経費

- 活用するための機能回復または設備改善に必要な改修工事に要する経費

●空き家の要件

- 市街化区域に存する一戸建て住宅
- 築20年以上経過した空き家
(若年・子育て世帯居住型については10年以上)
- 空き家期間が6か月以上であること
- 水回り設備が10年以上更新されていないもの。
- 現行の耐震基準を満たすことが証明できること
- 別途定める防災の視点から危険な区域等に存しない住宅
(詳しくは市ホームページをご確認ください。)

①若年・子育て世帯居住型 (自己居住用の住宅として改修)

対象者の要件

- 若年世帯または子育て世帯
※若年世帯：夫婦合計年齢 80 歳未満の世帯
子育て世帯：18 歳以下の子を養育する世帯
- 「市外から転入」、「市内の親世帯から世帯分離」または「市内の賃貸住宅又は、自己所有でない住宅から転居」して、対象空き家を取得、居住する世帯

補助額

対象経費	補助額
100 万円以上 150 万円未満	40 万円
150 万円以上 200 万円未満	60 万円
200 万円以上 250 万円未満	75 万円
250 万円以上 300 万円未満	90 万円
300 万円以上	100 万円

※補助対象経費が100万円未満の場合は、補助の対象外となります。

②事業所型 (住宅を店舗として活用するために改修)

対象者の要件

- 空き家を事業所として活用するために改修する者
※空き家所有者以外の場合は、別途要件あり。
詳しくは市ホームページをご確認ください。

補助額

対象経費	補助額
150 万円以上 200 万円未満	90 万円
200 万円以上	100 万円

※補助対象経費が150万円未満の場合は、補助の対象外となります。

③地域交流拠点型 (地域交流拠点として活用するために改修)

対象者の要件

- 以下に該当する地域団体等であること
 - ア) 自治会、婦人会、まちづくり協議会など、地域を基盤として活動する団体
 - イ) 活動内容が、地域活性化に貢献すると認められる者
- ※空き家所有者以外の場合は、別途要件あり。
詳しくは市ホームページをご確認ください。

補助額

対象経費	補助額
100 万円以上 200 万円未満	70 万円
200 万円以上	100 万円

※補助対象経費が100万円未満の場合は、補助の対象外となります。